

共同生活援助（グループホーム）における
「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」に関する調査研究
【報告書】

令和2年3月

PwC コンサルティング合同会社

本事業の概要

■ 本事業の目的

共同生活援助（グループホーム）における利用者への介護サービスの提供は、生活支援員による介護または外部の居宅介護事業所への委託による介護のいずれかの形態により行われており、原則としてこれら以外のものによる介護等を受けさせてはならないとされる。

しかし、一定の要件を満たす重度の障害者については、特例として、生活支援員による介護に加えて上乗せで介護サービスの提供が受けられるように、経過措置として利用者ごとに個人単位での居宅介護及び重度訪問介護を利用することを認めている。

この個人単位で居宅介護等を利用できる経過措置（以下「経過措置」という。）は、数回の経過措置期間延長を経て、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、2021（令和 3）年 3 月 31 日まで経過措置期間の延長を行った上で、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う事項の一つとして整理された。

また、検証に当たっては、平成 30 年度に新設された日中サービス支援型グループホームの施行状況を見ながら検討するとされたほか、この経過措置については恒久化すべきではないかとの意見もある状況となっている。

調査結果に加えて、当該経過措置のこれまでの経緯、既存の調査結果等を踏まえ、有識者や関係団体、共同生活援助事業所や自治体の関係者等が参加する検討委員会を立ち上げ、当該経過措置の仕組みについて検証することを目的に実施した。

■ 事業概要

有識者検討委員会を組成し、次の 2 つの調査事業を実施した上で、その結果を報告書として取りまとめた。

① アンケート調査

経過措置利用者がいる事業所を対象に、悉皆にて調査を実施した。調査対象リストは厚生労働省より提供いただき、調査対象（母集団）総数は計 466 事業所であった。

② ヒアリング調査

経過措置の詳細な利用事例を把握するため、厚生労働省、委員の推薦を踏まえ、事業所の立地に偏りがないように考慮した上で、アンケート調査の対象となった事業所および委員推薦のなった事業所 6 か所にヒアリング調査を実施した。

■ 考察

以上の調査結果を踏まえ、経過措置を利用する利用者像、経過措置を利用する理由、効果について考察した上で、経過措置の今後について、次のような考察をとりまとめた。

グループホームの制度が創設されて以来、その利用者の重度化が進む一方、重度化への対応が十分に追いついていないのが現状である。日中サービス支援型グループホームが創

設されたとしても、現時点ではそれら重度化への対応が十分に行われていないといえることができる。

今回の調査結果からも、経過措置を利用してサービスを利用している多くの実態を把握することができ、利用している多くの人が重度な障害者であることが明らかになった。そのため、経過措置を使っている、グループホームにおける居宅介護や重度訪問介護の利用には少なからずニーズがあることが確認できた。

以上の結果を踏まえると、重度な障害者について、現在のグループホームの人員配置上、十分に対応できないということが確認された。一方、グループホームで提供不足が生じるサービス量の補填（例えば、多忙な時間帯（食事等）に人手として短時間で居宅介護8身体介護）を利用などという位置づけや、利用者本人が特定のサービス事業者を利用したいという理由での利用も一部にはみられることから、これらの必要性を判断した上で、恒久化については検討する必要があると考えられる。

目次

1. 事業概要.....	1
(1) 実施目的	1
(2) 実施内容	2
(3) 実施状況	4
2. アンケート調査.....	5
(1) 調査概要	5
(2) 調査結果	7
3. ヒアリング調査.....	22
(1) 調査概要	22
(2) 調査結果	24
4. 考察.....	33
資料編.....	37
資料1 アンケート票	39
資料2 議事概要.....	47

1. 事業概要

本章では、本事業の目的、実施内容について記述する。

(1) 実施目的

①背景

共同生活援助（グループホーム）における利用者への介護サービスの提供は、生活支援員による介護または外部の居宅介護事業所への委託による介護のいずれかの形態により行われており、原則としてこれら以外のものによる介護等を受けさせてはならないとされる。

しかし、一定の要件を満たす重度の障害者については、特例として、生活支援員による介護に加えて上乗せで介護サービスの提供が受けられるように、経過措置として利用者ごとに個人単位での居宅介護及び重度訪問介護を利用することを認めている。

この個人単位で居宅介護等を利用できる経過措置（以下「経過措置」という。）は、数回の経過措置期間延長を経て、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、2021（令和3）年3月31日まで経過措置期間の延長を行った上で、次期報酬改定に向けて引き続き検討、検証を行う事項の一つとして整理された。

また、検証に当たっては、平成30年度に新設された日中サービス支援型グループホームの施行状況を見ながら検討するとされたほか、この経過措置については恒久化すべきではないかとの意見もある状況となっている。

【経過措置の概要】

対象者：(1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者
(2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者
①グループホームでの個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること
②グループホームでの居宅介護の利用について市町村が必要を認めていること

利用可能サービス：上記(1)の対象者 居宅介護又は重度訪問介護

上記(2)の対象者 居宅介護（身体介護にかかわるものに限る）

報酬：障害支援区分及び世話人の配置に応じ、報酬額を適用

グループホームの人員配置基準：個人単位での居宅介護等を利用する者の生活支援員の配置基準については、当該利用者数を2分の1として算定

②目的

以上の背景のもと、本事業では当該経過措置の実態を把握するための調査を行う。

また、調査結果に加えて、当該経過措置のこれまでの経緯、既存の調査結果等を踏まえ、有識者や関係団体、共同生活援助事業所や自治体の関係者等が参加する検討委員会を立ち上げ、当該経過措置の仕組みについて検証する。

(2) 実施内容

本事業は、有識者および共同生活援助事業所の関係者、自治体担当者等から構成される事業検討委員会（以下、「検討会」という）を設置し、以下に示す各事業を行った。

①実施事業

検討委員会にて実施方針や内容について議論・検討いただいた上で、「実態把握のためのアンケート調査」および「ヒアリング調査」の2つの事業を実施した。

「実態把握のためのアンケート調査」では、経過措置により居宅介護等を利用している入居者（以下「経過措置利用者」という。）がいる共同生活援助（グループホーム）を対象とし、共同生活援助事業所や居宅介護・重度訪問介護事業所による支援の実態や利用者の状態像について質問紙による調査を実施した。

質問紙は、事業所に対するものと利用者個々のケースに関するものを用意して行った。

「ヒアリング調査」では、経過措置利用者がいる共同生活援助事業所数か所を対象に、アンケート調査では把握の難しい詳細な実態・事例を把握することを目的とした事業所職員への聞き取り調査を実施した。

主なヒアリング内容は、アンケート調査同様の事業所・利用者の基本的な属性や支援内容に加え、共同生活援助事業所が感じる課題や経過措置利用者の経過措置利用に至る経緯・意向等とした。

以上の2つの調査結果を踏まえ、検討会での検討を踏まえて本報告書を作成した。

②実施体制

ア. 検討委員会

検討委員は以下のとおりであり、検討委員会委員長には高木氏が就任した

図表 1 検討委員会委員

氏名	所属
荒井 隆一	日本グループホーム学会 副代表
伊藤 佳世子	社会福祉法人りべるたす 理事長
小川 正洋	柏市保健福祉部障害福祉課 課長
小西 力	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
高木 憲司	和洋女子大学 家政福祉学科 准教授
三浦 貴子	全国身体障害者施設協議会 制度・予算対策委員長
山西 孝	日本知的障害者福祉協会 地域支援部会委員

(50音順 敬称略)

イ. オブザーバー及び事務局

オブザーバー本事業の実施に当たっては図表2のオブザーバーにご協力いただいた。

また、事務局体制は図表3のとおりである。

図表2 オブザーバー

氏名	所属
高橋 邦彦	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室長補佐
吉野 智	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 障害福祉専門官

図表3 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 シニアマネージャー
栗城 尚史	PwC コンサルティング合同会社 シニアアソシエイト
一二三 達哉	PwC コンサルティング合同会社 アソシエイト

ウ. 検討委員会実施状況

検討委員会の実施状況は次のとおりである。

図表4 委員会実施状況

回数	議事概要
第1回 2019年8月22日	<ul style="list-style-type: none">事業概要の説明アンケート調査票案について
第2回 2020年2月26日	<ul style="list-style-type: none">アンケート調査の結果についてヒアリング調査について報告書の骨子について
第3回 書面開催（2020年3月16日～3月28日） 理由：新型コロナウイルス感染拡大防止のため	<ul style="list-style-type: none">報告書案の確認

(3) 実施状況

(2) 実施内容で示した各事業の実施経過は以下のとおりである。

図表 1 : 実施状況

事業実施状況	
令和元年 6月	
7月	
8月	第1回検討委員会 アンケート調査に係るプレ調査実施
9月	アンケート調査項目設計 ↓
10月	
11月	アンケート調査に関する委員意見集約
12月	アンケート調査 ヒアリング調査 ↓ ↓
令和2年 1月	
2月	第2回検討委員会
3月	第3回検討委員会（書面）

2. アンケート調査

本章では、経過措置利用者がいる全国の共同生活援助事業所（グループホーム）に対して実施したアンケート調査の概要及び集計結果について記載する。

(1) 調査概要

①調査対象

経過措置利用者がいる事業所を対象に、悉皆にて調査を実施した。

調査対象リストは厚生労働省より提供いただき、調査対象（母集団）総数は計 466 事業所であった。

②調査方法・調査期間

調査票（事業所票A 4版4頁1部＋経過措置利用者個票A 4版1頁×5部 計9頁）を上記調査対象事業所に郵送で送付し、調査対象が郵送で弊社あて返信する郵送法にて調査を実施した。

経過措置利用者個票については、各事業所にて、経過措置利用者ごとに作成いただくよう依頼した。

調査票は2019（令和元）年12月25日に発送し、2020（令和2）年1月31日までの回答を依頼し、回収率向上のための工夫として、回答期限の前に、未回答事業所に対して調査協力御礼状を送付し、回答送付を促した。

③調査項目

調査票の構成及び主な調査項目は図表 5 のとおり。なお、利用者数及び事業所の人員体制についての設は令和元年11月1日現在の状況、報酬の算定実績についての設間は令和元年10月実績としている。

調査票の詳細・レイアウトについては資料篇を参照されたい。

図表 5 アンケート調査項目の構成

項目	主な内容
事業所の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活住居（ホーム）の数 ・ 提供しているサービスの類型 ・ 主な利用対象者、職員数 ・ 報酬算定上の世話人の配置 ・ 生活支援員・世話人に求める資格 ・ 定員数、障害種別ごと、障害支援区分ごと利用者数 ・ 日中活動別利用者数
経過措置利用者への支援の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所における経過措置のメリット、効果
経過措置利用者個票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別 ・ 行動障害や特別なケア・利用形態の有無 ・ 障害支援区分 ・ 日中の活動 ・ 経過措置で利用しているサービス及び地方自治体から支給決定を受けた支給量、実際の提供量 ・ サービス等利用計画

④調査票回収状況

調査票の回収状況は以下のとおり。

図表 6 調査票回収状況

配布数	事業所票回答数	回収率	利用者個票回答数
466	240	51.5%	1008

(2) 調査結果

アンケート調査を実施した結果は以下のとおりである。

①事業所の概況

ア. 運営主体

調査対象事業所を運営主体別に見ると、社会福祉法人（72.1%）が最も多く、特定非営利活動法人（NPO）（20.4%）、営利法人（株式・合名・合資・合同会社）（5.0%）、財団・社団法人（2.1%）となった。

図表 7 運営法人別事業所数

法人種別	事業所数	割合
国、のぞみの園、自治体、広域連合・一部事務組合	0	0.0%
社会福祉法人	173	72.1%
財団・社団法人	5	2.1%
営利法人(株式・合名・合資・合同会社)	12	5.0%
医療法人	0	0.0%
特定非営利活動法人（NPO）	49	20.4%
独立行政法人（のぞみの園以外）	0	0.0%
その他の法人（農協、生協、学校法人等）	0	0.0%
無回答	1	0.4%
計	240	100.0%

イ. サービス類型別事業所数

回答事業所のサービス類型は以下、図表のとおりであった。

介護サービス包括型が 92.1%、日中サービス支援型が 3.8%となり、経過措置利用者のいる事業所の殆どが介護サービス包括型であった。

図表 8 運営法人別事業所数

サービス類型	件数	割合
介護サービス包括型	221	92.1%
日中サービス支援型	9	3.8%

ウ. 共同生活援助サービスの提供開始時期

回答事業所のサービス提供開始時期を5年階級ごとに集計した結果は以下のとおり。

2011年～2015年に提供開始した事業所が最多となっているが、これは障害者総合支援法の施行にともない、サービス類型・形態の変更を行った事業所が多いためと推測される。

その他階級は比較的散らばっており、数十年以上の実績を持つ事業所から比較的最近できた事業所まで幅広い。

図表9 共同生活援助サービス提供開始時期別事業所数

2000年以前	2001年～ 2005年	2006年～ 2010年	2011年～ 2015年	2016年～ 2019年	無回答	計
18	23	66	88	27	18	240
7.5%	9.6%	27.5%	36.7%	11.3%	7.5%	7.5%

エ. 定員規模

回答事業所の定員を5人ずつの階級で分けて集計した結果が以下の図表である。

定員6～10人の事業所が最も多く（27.5%）、次に31人以上（15.8%）、11～15人（15.4%）の事業所が続いている。小規模のグループホームの割合が高いが、比較的人数の多い事業所も一定数見られる。

図表10 定員規模別事業所数

定員	件数	割合
～5人	34	14.2%
6～10人	66	27.5%
11～15人	37	15.4%
16～20人	28	11.7%
21～25人	14	5.8%
26人～30人	20	8.3%
31人～	38	15.8%
無回答	3	1.3%
計	240	100.0%

回答事業所の定員数を共同生活住居数（ホーム数）で割り、1住居当たりの定員数を2人おきの階級に分けて集計した結果が以下の図表である。

定員別では大規模な事業所も多かったが、1住居あたりでは12人以上の事業所は少ない。

図表 11 1住居当たりの定員数

2未満	2以上 4未満	4以上 6未満	6以上 8未満	8以上 10未満	10以上 12未満	12以上	14以上	無回答
8	18	99	68	17	19	4	2	5

オ. 主たる対象者別事業所数

回答事業所の主たる対象（重複回答可）は以下の図表のとおり。

主たる対象としている障害種別は、知的障害（78.3%）が最も多く、続いて身体障害（49.6%）、精神障害（31.3%）となっている。「その他」には、重複障害者、難病といった回答が見られた。

図表 12 主たる障害種別別事業所数（複数選択可）

障害種別	件数	割合
身体障害	119	49.6%
知的障害	188	78.3%
精神障害	75	31.3%
定めなし	33	13.8%
その他	15	6.3%

カ. 世話人の配置状況

回答事業所の報酬算定上の世話人の配置は以下の図表のとおりであった。

「利用者4人に世話人1人」（68.8%）が最も多く、介護サービス包括型で報酬上評価される中では最も手厚い配置となっている事業所が多い結果となった。

図表 13 報酬算定上の世話人の配置基準

世話人の配置基準	件数	割合
利用者3人に世話人1人 (日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I))	0	0.0%
利用者4人に世話人1人 (共同生活援助サービス費(I)又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II))	165	68.8%
利用者5人に世話人1人 (共同生活援助サービス費(II)又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III))	34	14.2%
利用者6人に世話人1人 (共同生活援助サービス費(III))	23	9.6%
無回答他	18	7.5%
計	240	100.1%

キ. 生活支援員・世話人に求める資格・研修の受講

事業所が生活支援員と世話人それぞれに求める資格について集計した結果が以下の図表のとおりである。

生活支援員、世話人ともに同様の傾向を示し、どちらも「特にない」が最も多く、その次に「介護職員初任者研修」、「介護福祉士」が続いた。ただし、生活支援員は世話人より資格を求める事業所がやや多い傾向となっている。

共同生活援助事業所の世話人・生活支援員には資格要件はないが、実態上も特段資格を求めている事業所が多いことが確認された。

図表 14 生活支援員・世話人に求める資格（複数回答可）

資格・研修	生活支援員		世話人	
	人数	割合	人数	割合
介護福祉士	61	25.4%	40	16.7%
（介護職員）実務者研修	34	14.2%	20	8.3%
介護職員初任者研修	71	29.6%	52	21.7%
居宅介護職員初任者研修	14	5.8%	10	4.2%
障害者居宅介護従業者基礎研修	2	0.8%	3	1.3%
重度訪問介護従業者養成研修	8	3.3%	5	2.1%
強度行動障害者支援者養成研修	39	16.3%	19	7.9%
喀痰吸引等研修	21	8.8%	12	5.0%
特にない	136	56.7%	163	67.9%
その他	12	5.0%	9	3.8%

ク. 取得している加算について

調査対象事業所が報酬算定上取得している加算については、以下の図表のとおりである。

夜間支援等体制加算（Ⅰ）を取得している事業所が7割に上り、夜勤体制を確保している事業所が多い結果となった。

一方、重度障害者支援加算を取得している事業所は23%あり、日中支援加算（Ⅰ）は10%未満にとどまっており、重度の障害者の受け入れ体制が整備されている事業所の割合は多くないことがわかる。

図表 15 取得加算別事業所数（複数回答可）

加算の種類	件数	割合
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	73	30.4%
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	24	10.0%
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	38	15.8%
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	0	0.0%
看護職員配置加算	10	4.2%
夜間支援等体制加算（Ⅰ）	178	74.2%
夜間支援等体制加算（Ⅱ）	57	23.8%
夜間支援等体制加算（Ⅲ）	37	15.4%
夜勤職員加配加算	6	2.5%
重度障害者支援加算	56	23.3%
日中支援加算（Ⅰ）	15	6.3%
日中支援加算（Ⅱ）	20	8.3%
地域生活移行個別支援特別加算	1	0.4%
精神障害者地域移行特別加算	1	0.4%
強度行動障害者地域移行特別加算	0	0.0%
医療連携体制加算（Ⅰ）	7	2.9%
医療連携体制加算（Ⅱ）	9	3.8%
医療連携体制加算（Ⅲ）	5	2.1%
医療連携体制加算（Ⅳ）	9	3.8%
医療連携体制加算（Ⅴ）	60	25.0%
通勤者生活支援加算	1	0.4%
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）	194	80.8%
福祉・介護職員処遇改善特別加算	53	22.1%

②特例経過措置利用者の状況

ア. 経過措置利用者数

回答のあった240事業所の2019年11月1日時点での実利用者数（契約者数）の回答を集計したところ、実利用者は合計4,592人であった。うち、経過措置利用者が当該時点での事業所が198事業所、経過措置の利用者数計は1,037人で、実利用者計に占める経過措置利用者の割合は22.6%となっている。なお、そのうちの1,008人分については利用者個票にて回答を得ている。

図表16 回答事業所の実利用者数及び経過措置利用者数

回答事業所数計	経過措置利用者 いる事業所数		
240	198		

回答事業所全体 利用者数	うち経過措置利用 者数	割合	利用者個票回収数
4,592	1,037	22.6%	1,008

イ. 利用者総数に対する経過措置利用者数

利用者総数に対する経過措置利用者の割合ごとに事業所数を集計した結果が以下の図表のとおりである。

利用者総数が少ない「～5人」「6～10人」の事業所では、利用者の80%以上を経過措置利用者が占めているケースが多く見られ、一方で利用者数31人以上の事業所では経過措置利用者10%未満の事業所も多い。その他の階級では経過措置利用者の割合はばらつきがある。

図表17 利用者総数に対する経過措置利用者の割合別事業所数

利用者総数	利用者総数に占める経過措置利用者の割合									計
	10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上	
～5人	0	0	7	2	1	5	1	1	17	34
6～10人	0	15	5	3	3	4	3	1	23	57
11～15人	8	7	3	3	2	2	2	2	4	33
16～20人	5	4	2	3	2	2	1	1	2	22
21～25人	6	1	1	1	0	0	0	0	2	11
26人～30人	4	3	0	1	3	0	0	2	2	15
31人～	12	8	1	2	1	0	0	1	0	25
計	35	38	19	15	12	13	7	8	50	197

ウ. 障害種別等の属性別利用者数

回答事業所の利用者全体と、経過措置利用者のそれぞれについて、障害種別別に利用者数を集計したのが以下の上段の図表、行動障害や特別なケア、利用形態等の属性別に利用者数を集計したのが下段の図表である。

障害種別では、経過措置利用者では「知的障害」が 73.5%、続いて「身体障害」が 55.6%、「精神障害」が 7.5%となっており、知的障害を含めた障害者による利用が多いことが把握された。利用者全体との比較では、身体障害の割合が 22.0%から高くなっている点の特徴となっている。

行動障害、特別なケア、利用形態別利用者数では、「車いす」が 45.4%と半数近くおり、「行動障害」が 26.5%、「医療的ケア」が 13.4%となっている。利用者全体との比較では、上記はいずれも利用者全体の半分以上が経過措置利用者となっていることがわかる。特に医療的ケア利用者では、利用者のほぼ 100%が経過措置利用者である。行動障害、医療的ケア、車いすといった属性を持つ利用者には経過措置の必要性が高いことが示唆される。

なお、障害種別と行動障害等の属性等の重複状況については、別に集計を行っている。

図表 18 障害種別利用者数（複数回答可）

	身体障害	知的障害	精神障害 ¹	難病等	発達障害	高次脳機能障害
利用者全体 (n=4,592)	1,008	3,888	596	51	250	39
利用者全体に対する割合	22.0%	84.7%	13.0%	1.1%	5.4%	0.8%
経過措置利用者 (n=1,037)	577	762	78	23	33	14
経過措置利用者 全体に対する割合	55.6%	73.5%	7.5%	2.2%	3.2%	1.4%

¹ 発達障害、高次脳機能障害に回答している場合は精神障害に該当するものとして回答を集計した。

図表 19 行動障害、特別なケア、利用形態別利用者数（複数回答可）

	行動障害	医療的 ケア	車いす	サテライト型に入居
利用者全体 (n=4,592)	541	186	673	41
利用者全体に対する割合	11.8%	4.1%	14.7%	0.9%
経過措置利用者 (n=1,037)	275	139	471	6
経過措置利用者全体に対する割合	26.5%	13.4%	45.4%	0.6%

エ. 障害支援区分別利用者数

障害支援区分別の利用者数について、集計したのが下表である。経過措置は障害支援区分4以上で利用対象とされているため、「認定なし」、「非該当」、障害支援区分3以下については該当がない。

経過措置利用者のうち、「区分6」が最も利用者が多く、64.5%を占めた。その後に「区分5」（21.4%）、「区分4」（10.1%）と続いている。障害支援区分が高いほど経過措置利用者が多く、中でも最も高い障害支援を要する「区分6」の人に経過措置の利用が多い実態が把握された。

利用者全体に対する割合を見ると、「区分6」（52.9%）では、利用者全体の過半数が経過措置利用者であるということが示されている。

図表 20 障害支援区分別利用者数

	認定なし	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	未回答	平均区分
利用者全体	97	98	41	460	750	944	887	1,265	50	4.3
利用者全体に対する割合	2.1%	2.1%	0.9%	10.0%	16.3%	20.6%	19.3%	27.5%	1.1%	
経過措置利用者						105	222	669	41	5.6
経過措置利用者全体に対する割合						10.1%	21.4%	64.5%	4.0%	
利用者全体に対する割合						11.1%	25.0%	52.9%	-	

③サービスの利用状況

ア. 日中の活動

利用者の日中活動について示したのが下表である。利用者全体では生活介護（56.7%）を中心に、「就労系サービス（27.2%）」、「一般企業に勤務（9.6%）」といった日中活動が挙げられている。経過措置利用者では「生活介護（84.8%）」が突出して多く、他方で「就労系サービス（7.4%）」と「一般企業等に勤務（0.6%）」の割合は比較的小さくなっていることに特徴が見られる。

図表 21 日中活動別利用者数（複数回答可）

	生活介護	自立訓練	就労系サービス	一般企業等に勤務	介護保険のデイサービス	その他日中活動	事業所内で支援
利用者全体	2605	11	1250	440	79	97	86
利用者全体に対する割合	56.7%	0.2%	27.2%	9.6%	1.7%	2.1%	1.9%
経過措置利用者	879	2	77	6	4	56	61
経過措置利用者全体に対する割合	84.8%	0.2%	7.4%	0.6%	0.4%	5.4%	5.9%

イ. 経過措置の結果として事業所が感じるメリット・効果

個人単位で居宅介護等を利用することによる結果として、事業所が得られるメリット・効果について、「自事業所の人員では対応できない身体介護（入浴、食事介護等）ができる」（71.7%）が最も多く、次いで「支援が集中する特定の時間帯でも各人に十分な支援を提供できる」（67.5%）、「利用者の満足度が向上する（慣れた支援者からサービスを受けられる、個別支援を受けられる等）」（67.5%）が選択された。

なお、「自事業所の人員では対応できない医療的ケアができる」、「自事業所の人員では対応できない行動障害への対応ができる」という選択肢については、コ. 障害種別等の属性別利用者数で見た通り、該当する利用者が経過措置利用者の中でも一部（「医療的ケア」13.4%、「行動障害」26.5%）であったため、受け入れ経験のある事業所数が少ないために、件数が少なくなったことが想定される。

また、「自事業所の人員では対応できない医療的ケアができる」と回答した事業所のうち、支援対象に医療的ケアの人がいる事業所は全体の 59.6%、「自事業所の人員では対応できない行動障害への対応ができる」と回答した事業所のうち、支援対象者に医療的ケアの人がいる事業所の割合は 73.2%であった。このことから、医療的ケアの利用者がいる事業所、行動障害の利用者がいる事業所では、経過措置の結果としてメリットを感じている事業所が多くいることが確認された。

経過措置により、自事業所では対応できない個別的な支援が可能ということが大きなメリットとして考えられているほか、個別支援の結果として、個別的な支援を必要としない他の利用者に対しても十分な支援ができるようになっている、ということがうかがえる。

図表 22 経過措置の結果として事業所が感じるメリット・効果（複数回答可）

事業所が感じるメリット・効果	件数	割合
自事業所の人員では対応できない医療的ケアができる	37	15.4%
自事業所の人員では対応できない行動障害への対応ができる	56	23.3%
自事業所の人員では対応できない身体介護(入浴、食事介護等)ができる	172	71.7%
自事業所の人員だけでは不足する専門的なケアを必要な量確保できる	126	52.5%
支援が集中する特定の時間帯でも各人に十分な支援を提供できる	162	67.5%
長時間や夜間の見守り、支援（人工呼吸器、喀痰吸引、行動障害等）に対応できる	58	24.2%
利用者の満足度が向上する(慣れた支援者からサービスを受けられる、個別支援を受けられる等)	142	59.2%
事業所の人件費の抑制が見込める	31	12.9%
その他	15	6.3%

図表 23 各支援対象がいる場合の経過措置の結果として事業所が感じるメリット・効果

事業所が感じるメリット・効果	件数	割合
「自事業所の人員では対応できない医療的ケアができる」と回答した事業所のうち (n=37)、支援対象に医療的ケアの人がいる事業所	29	78.4%
「自事業所の人員では対応できない行動障害への対応ができる」と回答した事業所のうち (n=56)、支援対象に行動障害の人がいる事業所	50	89.3%

ウ. 障害種別・障害支援区分別経過措置利用者

経過措置利用者の状態像を明らかにするため、障害種別と障害支援区分で集計した結果が下表のとおりである。いずれの障害種別でも障害支援区分6が最も多くなっているが、それ以外には特に目立った傾向は見られない。

図表 24 障害種別・障害支援区分別経過措置利用者数

障害支援区分	身体障害	知的障害	精神障害	難病等	発達障害	高次脳機能障害	行動障害	医療的ケア	車いす	サテライト型に入居
区分4	47	71	14	2	5	1	12	12	22	0
区分5	88	178	28	3	11	3	62	14	61	0
区分6	433	511	35	18	17	10	200	109	383	3
未回答	9	2	1	0	0	0	1	4	5	3
計	577	762	78	23	33	14	275	139	471	6

エ. 主たる障害とその他属性の重複状況

コ. 障害種別等の属性別利用者数で示した、主たる障害とその他属性の選択の重複状況を示した結果が下表である。なお、主たる障害は重複して選択可能としている。また、「身体障害」と「知的障害」の経過措置利用者がいずれも多いことから、より状態像をわかりやすくするため、「身体・知的の重複」欄を設けた。

「行動障害」、「車いす」では当然にはあるが、それぞれ「知的障害」、「身体障害」が重複して選択されていた。医療的ケアでは「身体障害」、「知的障害」、「身体・知的障害の重複」が多い。サテライト型に入居している利用者数は元々少ないことから、特段の傾向は見られなかった。

図表 25 障害種別・障害支援区分別経過措置利用者数

その他属性	身体障害	知的障害	精神障害	身体・知的の重複	難病等	発達障害	高次脳機能障害
行動障害 n=275	49	269	34	45	1	24	1
医療的ケア n=139	108	79	9	53	10	5	1
車いす n=471	453	284	23	270	20	2	11
サテライト型に入居 n=6	4	3	0	1	0	0	0

オ. 支給決定を受けているサービス量と法人別サービス提供量

経過措置利用者が地方自治体から支給決定を受けている一月当たりのサービス量と、その支給決定に対して、自法人と他法人の事業所が提供しているサービス量を平均値と中央値にまとめたのが以下の表である。

経過措置として居宅介護を利用している場合、平均して 68.0 時間/月の支給決定を受けていることが把握された。それに対して、自法人の事業所が提供しているサービス量の平均は 46.3 時間/月、他法人の事業所が提供しているサービス量は 10.8 時間/月となっており、自法人の事業所が提供するサービス利用量の方が多くなっている。また、他法人の事業所が提供しているサービス量の中央値が 0 であることから、利用者の半分は他法人の事業所が提供しているサービスを受けていないことがわかる。

次に、経過措置として重度訪問介護を利用している場合、平均して 238.3 時間/月と、居宅介護と比べて大幅に多い支給決定を受けている。支給決定時間に比例して、自法人の事業所が提供しているサービス量の平均は 160.6 時間/月、他法人の事業所が提供しているサービス量は 42.3 時間/月と居宅介護に比べて増加している。自法人の事業所が提供するサービス利用量の方が多くなっている。

また、各利用者の状態像を確認すると、経過措置利用者で居宅介護利用者は知的障害者が 80.3%と最も多く、身体障害の人が 48.7%であった。一方、経過措置利用者で重度訪問介護利用者は身体障害者が 91.5%であり、知的障害者が 63.6%であり、両者の重複障害の人が多い。続いて、行動障害や特別な支援が必要かどうかを確認すると、特に重度訪問介護利用者は車いすの利用が必要とする人の割合は 85.6%であった。

経過措置利用者のうち、医療的ケアの必要性を見ると、居宅介護利用者および重度訪問介護利用者いずれも 2 割未満であった。また、支援区分で見ると居宅介護利用者、重度訪問介護利用者のいずれにおいても、半数以上が区分 6 であり、特に重度訪問介護利用者は 89.4%が区分 6 との結果であった。

図表 26 経過措置利用者が支給決定を受けている、提供を受けているサービス量

サービス類型	地方自治体から支給決定を受けているサービス量		自法人の事業所が提供しているサービス量		他法人の事業所が提供しているサービス量	
	平均値	中央値	平均値	中央値	平均値	中央値
居宅介護	68.0	55.0	46.3	33.5	10.8	0.0
重度訪問介護	238.3	228.8	160.6	132.3	42.3	0.0

図表 27 各サービス利用者の障害の状況（複数回答）

	利用者数	身体障害	知的障害	精神障害	難病等	発達障害	高次脳機能障害	その他
居宅介護利用者	796	388	639	33	16	30	6	26
重度訪問介護利用者	236	216	150	4	12	3	8	7
居宅介護利用者	100.0%	48.7%	80.3%	4.1%	2.0%	3.8%	0.8%	3.3%
重度訪問介護利用者	100.0%	91.5%	63.6%	1.7%	5.1%	1.3%	3.4%	3.0%

図表 28 各サービス利用者の行動障害や特別なケア・利用形態の有無の状況

	利用者数	行動障害がある	医療的ケアが必要	車いすを利用	サテライト型住居に入居
居宅介護利用者	796	258	92	298	3
重度訪問介護利用者	236	25	51	202	1
居宅介護利用者	100.0%	32.4%	11.6%	37.4%	0.4%
重度訪問介護利用者	100.0%	10.6%	21.6%	85.6%	0.4%

図表 29 各サービス利用者の医療的ケアの必要性及び障害支援区分

	利用者数	医療的ケアが必要	障害支援区分		
			区分4	区分5	区分6
居宅介護利用者	796	58	102	198	488
重度訪問介護利用者	236	46	2	21	211
居宅介護利用者	100.0%	7.3%	12.8%	24.9%	61.3%
重度訪問介護利用者	100.0%	19.5%	0.8%	8.9%	89.4%

④サービス等利用計画における経過措置利用状況の類型化

続いて、本調査において個別利用者のサービス等利用計画について情報収集していることから、その類型化を試みた。特に、週間計画の中で平日毎日同じ時間帯に入る（本調査では「帯」で入ると表現）場合、隔日で入る場合、日中あるいは夜間までずっと張り付きで入っている場合とが想定された。

サービス等利用計画上の見え方として、帯状、隔日、張り付き、スポットのいずれのパターン化を整理して集計したのが下図表である。

図表 30 障害種別・障害支援区分別経過措置利用者数

	件数	割合	居宅のみで見た場合の割合	重度訪問のみで見た場合の割合
居宅介護・帯/朝のみ	12	1.2%	1.5%	-
居宅介護・帯/夕のみ	201	19.5%	25.3%	-
居宅介護・帯/朝夕	418	40.5%	52.5%	-
居宅介護・隔日	135	13.1%	17.0%	-
重度訪問・帯	58	5.6%	-	24.6%
重度訪問・張り付き	99	9.6%	-	41.9%
重度訪問・スポット	6	0.6%	-	2.5%
居宅介護・その他	37	3.6%	4.6%	-
添付なし・判別不能	66	6.4%	-	-
計	1032	100.0%	-	-

集計結果をそれぞれのパターンで見してみる

「1. 居宅介護・帯/朝」の割合は 1.2%であり、食事介助または日中活動に出るための身支度といった支援を行っていた。いずれかをやる場合でも、また、両方をやる場合でも帯は一つ（同時帯）で表現されている場合がほとんどであった。

「2. 居宅介護・帯/夕」の割合は 19.5%であり、食事介助または入浴介助といった支援を行っていた。上記「1. 居宅介護・帯/朝」と同じで、いずれかをやる場合でも、また、両方をやる場合でも帯は一つで表現されている場合がほとんどであった。

「3. 居宅介護・帯/朝夕」の割合は 40.5%と最も割合が大きかった。「1. 居宅介護・帯/朝」と「2. 居宅介護・帯/夕」の両者を合わせたパターンである。朝と夕の両方の時間帯に両者の帯が出ている。

「4. 居宅介護・隔日」の割合は 13.1%であり、週 2 回から週 3 回程度の利用があるようであった。ほぼすべての場合で、入浴介助を実施している結果であった。

「5. 重度訪問・帯」は居宅介護を帯で入れている内容を重度訪問介護で実施しているケースである。食事介助、日中活動に出るための身支度といった支援、入浴介助等の支援が行われていた。

「6. 重度訪問・張り付き」は日中活動以外の時間帯全てに重度訪問介護を利用している場合である。重度訪問介護利用の場合は、このパターンが最も割合が大きかった。なお、便宜上、合間に共同生活援助の生活支援員が入るような場合もこのパターンに含めて集計している。また、厳密には、夜間の張り付きがあるものとないものとに分けることができる。

「7. 重度訪問・スポット」は週1日の入浴介助や土日の外出支援について利用しているというようなパターンである。

「8. 居宅介護・その他」は居宅介護で張り付き土日の外出支援または通院等介助のパターンである。いくつかのパターンがあり、その他とした。

これらをさらに主な障害種別、行動障害・医療的ケアの有無とクロス集計した結果が下図表である。

図表 31 障害種別、行動・医療的ケアの有無別 経過措置利用状況

	身体障害		知的障害		身体・知的の重複		行動障害		医療的ケア		車いす	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
居宅介護・帯/朝	3	0.5%	10	1.3%	3	0.8%	4	1.5%	1	0.7%	2	0.4%
居宅介護・帯/夕	76	13.2%	167	21.9%	48	13.1%	70	25.5%	19	13.7%	47	10.0%
居宅介護・帯/朝夕	234	40.6%	330	43.3%	163	44.5%	122	44.4%	38	27.3%	196	41.6%
居宅介護・隔日	66	11.4%	103	13.5%	38	10.4%	51	18.5%	24	17.3%	50	10.6%
重度訪問・帯	51	8.8%	34	4.5%	30	8.2%	8	2.9%	12	8.6%	47	10.0%
重度訪問・張り付き	93	16.1%	59	7.7%	54	14.8%	5	1.8%	33	23.7%	89	18.9%
重度訪問・スポット	4	0.7%	5	0.7%	3	0.8%	2	0.7%	0	0.0%	3	0.6%
居宅介護・その他	24	4.2%	27	3.5%	14	3.8%	4	1.5%	8	5.8%	16	3.4%
不明・判別不能	26	4.5%	27	3.5%	13	3.6%	9	3.3%	4	2.9%	21	4.5%
計	577	100%	762	100%	366	100%	275	100%	139	100%	471	100%

朝夕の時間帯に毎日入るパターンが最も多いという傾向はいずれの状態像でも共通した傾向であったが、医療的ケアのある利用者については重度訪問介護が常時入っているパターンが、行動障害のある利用者では夕・夜時間帯に毎日入るパターンが多い点がそれぞれ特徴となっている。

利用パターン別に見てみると、居宅介護で夕方に毎日入るパターンは知的障害の利用者で167件とこのパターンで利用するケース全体（201件）の83.1%を占めており、また隔日に入るパターンも同様に知的障害の利用者が103件でこのパターンの総数（135件）の76.3%を占めていた。

また、重度訪問介護が常時入るパターンは、総数98件に対し身体障害が93件で94.9%を占め、医療的ケアの必要な利用者が89件で90.8%を占めている。また、このパターンの知的障害の利用者59件に対し身体・知的の重複の利用者は54件であり、知的障害の利用者のほとんどは身体との重複であることがわかる。

以上をまとめると、経過措置で居宅介護を利用しているケースは朝夕の食事介助や身支度、入浴介助に利用しているというパターンが多く、このような利用形態は身体障害・知的障害

いずれでも見られ、一方、重度訪問介護については常時支援に入っているパターンが多く、こちらは身体障害での利用パターンが多くを占める、という結果であった。

3. ヒアリング調査

本章では、経過措置の詳細な利用事例を把握するために実施したヒアリング調査の概要について記載する。

(1) 調査概要

①調査対象

経過措置の詳細な利用事例を把握するため、厚生労働省、委員の推薦を踏まえ、事業所の立地に偏りがないように考慮した上で、アンケート調査の対象となった事業所の一部にヒアリング調査を実施した。調査対象とした事業所の概要は以下のとおりである。なお、他に2か所のヒアリング実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となった。

図表 32 ヒアリング実施事業所の概要

	法人種別	所在地	サービス類型	主たる対象	経過措置 利用者の数
1	社会福祉法人	千葉県	介護サービス包括型	定めなし	20人
2	社会福祉法人	山梨県	介護サービス包括型	知的障害	3人
3	社会福祉法人	熊本県	介護サービス包括型	定めなし	4人
4	社会福祉法人	埼玉県	介護サービス包括型	定めなし	-

※調査結果には利用者の個別事例を含むため、個人が特定できないよう法人名・事業名は非公開としている。

②調査方法・調査期間

調査は2020（令和2）年1月から3月までの期間に、対象事業所に対して事前に調査項目を提示した上で訪問し、聞き取り調査を行った。

③調査項目

アンケート調査では把握が難しい事業所の運用実態や経過措置利用者の実態・課題について明らかにすることを目的に、以下の構成で聞き取りを行った。用いたヒアリングシートは資料Xのとおり。

図表 33 ヒアリング調査項目の構成

項目	主な内容
事業所の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営主体 ・ 定員、利用者数、主な利用対象者 ・ 職種ごと職員数、職種の要求資格 ・ 報酬算定上の世話人に配置、実際の配置
利用者の状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者総数、うち経過措置の利用者数 ・ 障害種別ごと、障害支援区分ごと利用者数
経過措置の利用状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の設置経緯（開所、共同生活援助サービス開始の経緯） ・ 事業開始時の利用対象者（利用者像）と現在の利用者像 ・ 経過措置を事業所にて実施することとなった経緯（利用者本人から申告か、事業所が提案したか） ・ 経過措置（及び経過措置による個人単位ヘルパー）に事業所として期待すること
利用事例個票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害種別、必要な特別な支援、障害支援区分 ・ 日中の活動（外出先、頻度、事業所での日中支援の有無） ・ 経過措置で利用しているサービス及び自治体から支給決定を受けた支給量、提供量 ・ 日中活動、利用サービスの状況 ・ 来所前の状況と入居経緯 ・ 経過措置利用のきっかけ、経緯、意向 ・ サービスについての要望、配慮事項（居宅介護・重度訪問介護に関して）

(2) 調査結果

ヒアリング調査を実施した結果は、以下のとおりである。

事業所①

ア. 支援に当たる職員の基礎的資格、配置

- ・採用・任用時に必要な資格等は特になし。生活支援員は職員だが、世話人は非常勤・パート。家事援助的なことはできるが、介護や障害者支援といったことは難しい。
- ・配置は報酬算定上、4：1。

イ. 利用者の概況

- ・利用者は30人。身体障害20人、知的障害3人、精神障害7人。経過措置利用者はそのうち20人。
- ・区分6が15人、区分5が5人、区分4が4人、区分3以下は9人。医療的ケアが必要な利用者も5人いる。
- ・利用対象者は事業所設立当初から、重度の身体障害・難病者を対象としていた。今も身体が中心だが、精神障害も多く、知的障害も数名いる。

ウ. 事業所の成り立ち、経過措置の利用者が入居することとなった経緯

- ・法人としては株式会社の形態でホームヘルパー派遣事業を立ち上げたのが始まり。6年前からグループホームを開設、3年前から社会福祉法人に移行。
- ・経過措置はグループホーム開設当初から使っている。当時は（今もだが）機械設備を備え、身体障害を対象としたグループホームが少なく、重度の身体障害者が暮らしていく場の選択肢がない状況で、重度者の受け入れのためには必要不可欠だった。
- ・経過措置の利用については、利用者本人から使いたい、と言うことはほとんどない。利用希望者から、こういう障害状態ですがグループホームに入居できますか、という相談があって、事業所からこういう制度があるということを提案するのがほとんど。利用者から「この制度を使いたい」「ヘルパーを個別利用したい」と要望されたことはない。

エ. 経過措置に事業所として期待すること

- ・重度者でも共同生活援助事業所として抱え込まなくて良いのがメリット。重度者でも他の事業所や相談支援員と連携して支える体制が作れる。
- ・法人で専門性のある職員を確保するのは限界があり、支援の個別性の高い利用者や専門的なケアの必要な利用者は経過措置で外部の支援員に支援に入ってもらうのは必須。
- ・また、外部の目が入ることで事業所内の支援の透明性も高まる。

オ. 経過措置ヘルパーの入り方

- ・ 居宅介護は、医療的ケアの必要な利用者や脳性麻痺・遷延性意識障害など身体状態の重い利用者について、朝・晩に毎日定時に入ってもらっているケースと、週に3回程度、隔日で入浴介助に入ってもらうケースがほとんど。モーニングケア・ナイトケアは、食事介助の個別性が高い利用者や、整容や更衣に時間・人員を要する利用者のケアを個別利用のヘルパーでケアしてもらっている。入浴介助は身体状態の重い利用者については複数名で支援する必要がある等、非常に専門性の高い支援である。
- ・ 重度訪問介護は筋ジストロフィーや ALS 等で気管切開・人工呼吸器を装着した利用者について、日中及び夜間に張り付きで見守り含めた支援に入ってもらっている。人工呼吸器装着の場合は目を離すことができず常時の見守りが非常に重要であるため、専門的な知識が必ずしもあるわけではない事業所職員での対応は難しい。また、外出時の移動支援で入っているケースもある。
- ・ ヘルパーを派遣する事業所は相談支援専門員の調整の下、自法人の運営する居宅介護事業所で賄いきれない部分に他法人の運営する事業所にも入ってもらっている。近年は他法人の事業所に入ってもらう割合も高く、自法人と他法人で3：7くらい。

【利用例1】

状態像	遷延性意識障害、障害支援区分6、喀痰吸引・胃ろうあり、車いす使用。 日中は週5回、生活介護事業所に通所。
利用経緯	療養病床で長期入院、地域での生活を目指して住居を探していたところ、当事業所につながり退院。 入居時より、日中活動・入浴の要望があったが、体も大きく、更衣や入浴は支援員・世話人1人での支援は困難。経過措置により支援員2名でのケアに入ってもらうことで対応することとした。
経過措置の内容	居宅介護（身体介護）月61時間、うち30時間は自法人の事業所で対応。 毎日朝1時間のモーニングケア（整容・更衣介助）と、週3回の入浴介助。

【利用例2】

状態像	脳腫瘍、障害支援区分6、車いす使用。 日中は週3回、自立訓練事業所に通所。
利用経緯	療養病床で長期入院、本人及び家族の意向によりグループホームへ入居することとし、退院。 食事介助の個別性が高く、相談支援専門員のコーディネートにより、経過措置により個別利用ヘルパーで支援に入ることとなった。
経過措置の内容	居宅介護（身体介護）月90時間、自法人の事業所で対応。 毎日朝・昼・晩1時間の食事介助と、週3回の入浴介助。

【利用例 3】

状態像	ALS、全身麻痺、障害支援区分 6、車いす使用。人工呼吸器装着、気管切開、胃ろうあり。 日中はグループホーム内で支援、週 1 回の外出（散歩）
利用経緯	ALS 発症後、自宅の階段の昇降にも支障が生じ、グループホーム入居を希望、患者会経由で当事業所に来所。 コミュニケーションの支援が必要でナースコールも自力では押せないため、医療的ケアと緊急時の対応含めて経過措置で支援することとなった。
経過措置の内容	重度訪問介護 700 時間、うち 144 時間を自法人の事業所で支援。 日中・夜間含めて重度訪問介護で支援員が張り付き、ただしモーニングケアと週 3 回の入浴は介護保険の訪問介護と訪問入浴で対応。

【利用例 4】

状態像	筋ジストロフィー、障害支援区分 6、車いす使用。人工呼吸器装着、気管切開あり。 日中はグループホーム内で支援、週 2 回の外出。
利用経緯	長年自宅で家族が介護していたが、家族の高齢化により家族支援が限界に近づき、利用者本人がホームページ等を見て事業所にコンタクト。 入居に際し、介護職員による喀痰吸引の実施が制度化されたという話を聞き、家族以外でのケアができないか、との要望があり、経過措置により支援することとなった。
経過措置の内容	重度訪問介護 740 時間。 日中・夜間含めて重度訪問介護で支援員が張り付き、医療的ケアと緊急時対応含めた見守りを実施。ただし週 2 回の入浴は介護保険の訪問入浴で対応。

事業所②

ア. 支援に当たる職員の基礎的資格、配置

- ・採用時の要求資格は特になし。必要に応じて採用後に取得することが多い。経験年数としては、グループホームの職員は採用されて間もない者が多い。
- ・職員配置はおおむね 4 : 1。

イ. 利用者の概況

- ・利用者は 15 人、経過措置利用者はそのうち 3 人。
- ・事業所設立当初から、知的障害を利用対象とし、現在もほぼ全て知的障害。近年は特に法人としても地域移行に力を入れており、同法人で運営する障害者支援施設入所者全てが地域で暮らせるようになることを一つの目標として、重度者の地域移行を目指している。しかし、重度の方を受け入れてくれる事業所は県内でも少なく、法人の障害者支援施設を退所して当グループホームに入居する者も多いほか、県内の他市町村から当グループホームに入居されている方もいる。

ウ. 事業所の成り立ち、経過措置の利用者が入居することとなった経緯

- ・平成 2 年に入所施設を開所。在宅レスパイト事業が始まったころから、地域支援に取り組んでいた。翌平成 3 年、グループホームを開所。平成 21 年にはもう一つのグループホームを開所。
- ・ある入所の利用者が一人暮らしを目指すこととなった際に、自治体との一人暮らしに向けた環境調整・検討が長引く中で、経過措置を見つけ、これを使えばグループホームで暮らせるのではないかと、ということで折り合いが合った。

エ. 経過措置に事業所として期待すること

- ・県内では当法人が初めて経過措置利用に漕ぎつけられたと思う。その後も全県から入居（希望）者が来ているが、なお市町村によって反応に違いはあり、入所がいいのではないかと、なぜ支援の手厚い施設から出す必要があるのか、といった意見を言われることもある。しかし、人員配置的にも支援の幅的にも、入所施設よりグループホームの方が手厚く支援できており、経過措置も地域生活の選択肢を増やすことにつながっていると思う。

オ. 経過措置ヘルパーの入り方

- ・経過措置利用者 3 名とも居宅介護で、週に 3 回程度、隔日に入浴介助に入ってもらえるケース。通院介助を利用する者もいる。入浴介助は洗い直しによる全面介助や特別なケアが必要なケースで、非常に専門性の高い支援である。
- ・ヘルパーを派遣する事業所は相談支援専門員の調整の下、自法人の運営する居宅介護事業所で賄いきれない部分に他法人の運営する事業所にも入ってもらっている。

【利用例 1】

状態像	知的障害、障害支援区分 5、腎機能障害、透析あり。 日中は週 5 回の生活介護事業所通所と、週 3 回の通院。
利用経緯	グループホームを体験利用した後、入所施設からグループホームへ入居。透析治療のためのシャントの取り扱い等、入浴時の支援に特異性・専門性があったため、共同生活援助の職員では対応が難しかったが、外部の居宅介護事業所から専門的なヘルパーを派遣することにより、入居が可能となった。
経過措置の内容	居宅介護（身体介護）月 18 時間、すべて自法人の事業所で対応。 週 4 回の入浴介助。

【利用例 2】

状態像	知的障害と身体障害の重複障害、療育手帳最重度、脳性麻痺で下肢機能不全、障害支援区分 5 クラッチを使って移動、長時間の移動には車いすを使用。メンタル面でのケアも必要。 日中は週 5 回の生活介護。
利用経緯	元々は特別支援学校で寄宿舎に入居していたが、卒業に際して寄宿舎と同程度の支援がある住処としてグループホームを選択。 体状況は重く、特に上半身の負荷が大変高い状態で、寄宿舎でも入浴の介助と身体ケアについて手厚い支援を受けていた。グループホーム入居に当たり同程度の支援が必須であったため、外部のより専門性の高いヘルパーの支援が必要となった。
経過措置の内容	居宅介護（身体介護）月 20 時間、すべて自法人の事業所で対応。 週 3 回の入浴介助、全面介助となることに加え、転倒に備えた見守りも必要であり、事業所職員による支援は難しい。

事業所③

ア. 支援に当たる職員の基礎的資格、配置

- ・指定・運営基準等の法令で求められている資格。基本的にはヘルパー資格を持っている者。異業種から入職した方もいるが、ある程度の知識のある者が多い。職員は施設内では 3 年異動。世話人はホームヘルパー資格を持った者、年配者が多い。
- ・配置は報酬算定上、5 : 1。生活支援員は常勤 1 名、非常勤（パート）1 名で常勤換算 1.2 ~ 1.3 人くらい。5 km ほど離れた市街地にあるホームと合わせていっている。世話人は非常勤 7 名、家事援助のホームヘルプに近い形で朝と夕方に半日程度で入っており、常勤換算で 1 人程度になる。

イ. 利用者の概況

- ・福祉ホームとグループホームの多機能型で全体 15 名の定員のうち、8 名がグループホーム、うち 5 名が経過措置利用者。夜間は福祉ホーム分と合わせ夜勤 1 名で対応。
- ・身体障害者手帳所持者が 8 名、全て車いす利用者。知的障害重複の方が 4 名、医療的ケアが必要な方が 1 名。経過措置利用の方はすべて障害支援区分 6。

ウ. 事業所の成り立ち、経過措置の利用者が入居することとなった経緯

- ・元々入所施設と通所事業所を運営していたが、主に以下の理由によりグループホーム開所を進めた。開設前は、通所に通いたいので、通所施設の近くにアパートを借りていた方もいたので、住まいの場を通所の近くで考えるということを見込んだ。
 - 最重度障害者の地域移行（入所施設から）
 - 通所利用者が、親元か入所施設かの 2 択しかないといわれていたため、第 3 の選択肢として。

- 重度や重複障害者も暮らせるようなサービスの提供体制づくり。
- ・利用者ではなく、事業所側で既存の制度を使って、グループホームをどう使うかを考えた。自治体も交えて検討の上、区分 4 以上の特例があれば、重度の障害者でもグループホームで暮らせるという判断になった。

エ. 経過措置に事業所として期待すること

- ・権利条約 19 条の保障のために、セルフマネジメントが難しい方と、83000 円ベースで暮らせる仕組みがないとならない。生活保護に移行せずに、年金のみで、何とか地域生活できる最後の砦というようなイメージを持っている。
- ・年数がたって、サービス給付が青天井ではない。事業所のマナーとして、無理な請求はできない。それも地域共生社会と思っている。できる限りで、職員にも保証できるモデルができるのが願い。
- ・実際の利用者や家族の様子を見ると 8050 問題ではなく、7040 問題であるというのが本質的なところではないかと考えている。40 代までに新しい生活を始めないと、だんだん新しい生活をするのは困難になる。最近では施設をいったん退所してグループホームに入所し、施設に再入所するという人がでた。食事のとり方にしても施設の食事はバイキングであり、グループホームは違うことから、その生活環境になれなかったことが推察される。グループホームでの体験利用ができることはとても大事なのではないかと考えている。

オ. 経過措置ヘルパーの入り方

- ・居宅介護および重度訪問介護ともに、モーニングケア、ナイトケアと、夜間・土日の時間帯の見守り含めた支援として入っている。日中は利用者の個々の状況に応じて利用している。利用方法は利用者のニーズを踏まえ、事業所で組み立てている。
- ・ヘルパーは介護保険と重度訪問と一緒に入っている。ただし、周辺に夜間対応のヘルパー事業所はないため、苦勞している。また、障害福祉サービスにおける居宅介護のヘルパー事業所自体があまりない。
- ・単体のグループホームだけでは採算が取れないと考えられ、ヘルパーが特定事業所加算と特定地域加算があるのでどうにか採算が取れている状況である。日中サービス支援型については、20 名のグループホームや短期入所もあるということではあるが、重度の方を想定した仕組みではないととらえている。

【利用例 1】

状態像	脳性麻痺、両上肢障害及び両下肢機能全廃、知的障害（最重度）、障害支援区分 6。 日中は週 5 日で生活介護事業所に通所、土日は帰省。
利用経緯	在宅で当法人の通所施設を利用していたところ、グループホームの開所に合わせて入居。 夜間帯の支援が必要であったため、入居時より、経過措置を申請し重度訪問介護を利用。
経過措置の内容	重度訪問介護月 76 時間、すべて自法人の事業所に対応。 平日夜間帯の緊急時対応・見守り含めた排泄介助・水分補給等を実施。

【利用例 2】

状態像	脳性麻痺、上肢に不随意運動・失調、歩行は不可能。障害支援区分 6。 日中は週 5 日で生活介護事業所に通所、土日は事業所で日中支援。
利用経緯	在宅で当法人の通所施設を利用していたところ、グループホームの開所に合わせて入居。 夜間帯の支援が必要であったため、入居時より、経過措置を申請し重度訪問介護を利用。
経過措置の内容	重度訪問介護月 143 時間、すべて自法人の事業所に対応。 夜間帯の緊急時対応・見守り含めた排泄介助・水分補給等を実施。

【利用例 3】

状態像	脳性麻痺、上肢に不随意運動・失調、歩行は不可能。障害支援区分 6。 日中は週 5 日で生活介護事業所に通所、土日は事業所で日中支援。
利用経緯	在宅で当法人の通所施設を利用していたところ、グループホームの開所に合わせて入居。 夜間帯の支援が必要であったため、入居時より、経過措置を申請し重度訪問介護を利用。
経過措置の内容	重度訪問介護月 143 時間、すべて自法人の事業所に対応。 夜間帯の緊急時対応・見守り含めた排泄介助・水分補給等を実施。

事業所④

ア. 支援に当たる職員の基礎的資格、配置

- ・任用時の要求資格は特になし。利用者に対する接遇は生活支援員、世話人で違いはなく、利用者の日中活動中の部屋の管理などは世話人が対応。

イ. 利用者の概況

- ・法人全体では共同生活援助 2 事業所で利用者 63 人、経過措置利用者はそのうち 15 人ほど。
- ・利用対象者の定めはないが、知的障害と重複障害の利用者がほとんど。身体障害のみの利用者はなし。

ウ. 事業所の成り立ち、経過措置の利用者が入居することとなった経緯

- ・平成 11 年に生活ホームを開所、平成 13 年にグループホームに変更。平成 21 年に他法人より引き継ぐ形で共同生活ホーム 1 か所を開設。経過措置は後者の共同生活ホームで開設当時より使っているが、現在ではどのホームにも経過措置利用者がいる状況。
- ・一部のホームでは当初、医療的ケアのある利用者の入居を想定して重度障害者等包括支援での事業開始を検討したが、支援の個別性が高い利用者が多く委託先の事業所に個別給付と同額近い委託費を払う目算となり、共同生活援助に切り替え経過措置を利用することとした経緯もある。

エ. 経過措置に事業所として期待すること

- ・利用者のほとんどは強度の行動障害があり、付きっきりでの見守りが必要な方も多く、自法人のマンパワーだけでは対応しきれない場合も多い。また、自法人内だけで抱え込むのではなく、外部の目も入った方が良いと考えている、

オ. 経過措置ヘルパーの入り方

- ・強度行動障害がある利用者で日中活動から戻ってきた夕方以降、就寝までの間に、食事や入浴の介助と合わせて見守りを対応してもらっている。
- ・マンツーマンでの外出支援として重度訪問介護を利用している方もいる。

【利用例 1】

状態像	自閉症、障害支援区分 6、他害行為や物損行為あり。 日中は週 5 回の生活介護事業所通所。
利用経緯	・入居前は自宅で家族と生活していたが、家族だけとの関わり合いの中では行動障害が大変重く、グループホームで支援することとなった。 ・入居当初は週に数回～隔日でグループホームを利用していたが、環境の変化や支援に当たる職員が変わると行動障害が重くなるため、毎日グループホームで暮らすこととしてから落ち着けるようになった。 ・経過措置は入居時から使用。行動障害が重かったため見守りは必須だったが、事業所の体制的に 1 人に付きっきりは難しく、経過措置があることを前提に入居を受け入れした。
経過措置の内容	居宅介護（身体介護）を平日 1 日 2 時間、週で 10 時間、いくつかの事業所の入れ替わりで対応していたが、支援者が変わると行動障害が強くなる傾向があり、状態像が落ち着いたこともあって現在は事業所の職員で対応できている。 日中活動から戻って後、食事、入浴の介助と休憩時間中の見守りに対応していた。

【利用例 2】

状態像	<p>診断名はないが自閉傾向あり、障害支援区分 5。 ここ 1 年は落ち着いているが、数年前は他害行為や物損行為が頻繁に見られたほか、徘徊のため通所先からなかなか帰ってくるができず、夜中に帰宅するような状態であった。 日中は週 5 回生活介護事業所に通所。</p>
利用経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・入居前は自宅で家族と生活していたが、行動障害が重く、日中活動の事業所もなかなか見つからない状況であった。 ・親の会が母体となって立ち上げられた生活介護事業所と共同生活ホームを利用しており、当該事業所の運営を当法人で引き継いだ。
経過措置の内容	<p>居宅介護（身体介護）を週 2 日 1 回 1 時間で月 10 時間、入浴中の見守りで利用している。 土日に移動支援を利用しているが、慣れた人でないと支援が受け入れられず、支援者が変わると動けなくなってしまうので、移動支援と同じ事業所が居宅介護で入って状態を維持している。</p>

4. 考察

アンケート調査及びヒアリング調査の結果を踏まえ、共同生活援助事業における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置について、以下のとおり考察する。

ア. 利用者像と経過措置の利用形態

アンケート調査において、経過措置利用者の割合は回答事業所の利用者全体のうち 22.6% という結果が得られた。²

経過措置の利用者の障害等の状況を見ると、主な障害として知的障害又は身体障害を持つ利用者が多く増えており、また障害支援区分については、区分が高いほど経過措置利用者が多くなる傾向が見られた。

特に、経過措置の利用者のうち、障害支援区分 6 と認定されている者の割合は 64.5% と多く、調査対象事業所における障害支援区分 6 の利用者総数のうち 52.9% が経過措置利用者であることが把握された。

また、主な障害以外の属性としては、回答事業所全体の行動障害のある利用者計 541 名のうち経過措置を利用している方は 275 人と 50.8% であり、同様に回答事業所全体の医療的ケアを必要とする人計 186 人のうち経過措置を利用する人は 139 人と 74.7% を占め、専門的な支援を要する利用者の多くが経過措置を利用している実態が把握された。

日中活動の状況についてみると、経過措置利用者の 85% が生活介護を利用しているという点が特徴的である。また、回答事業所全体の利用者の傾向から比べれば少ないものの、就労系サービスの利用者も 7.4% おり、一方で事業所内で日中支援を行っている利用者は 5.9% と多くはなかった。

これらの結果を踏まえると、経過措置の利用者は、障害支援区分がより高く（より支援が必要）、医療的ケアが必要な人や行動障害への対応が必要な人も少なくない一方で、日中活動については比較的活発であるという傾向にあることがわかる。

ヒアリング調査でも、このような利用者の状態像を補足する結果が得られ、重度あるいは重複の障害があり障害支援区分 5～6 と高い区分に認定され、経過措置により身支度や入浴、食事をケアしながら日中は週 3～5 日の日中活動に出るというケースが複数の事業所から得られた。

次に、経過措置利用者のサービス利用計画の分類とヒアリング調査の結果に基づき、経過措置による居宅介護・重度訪問介護の利用パターンについてまとめると、以下のとおりであった。

² 回答事業所全体の障害支援区分別利用者数では障害支援区分非該当～区分 3 の利用者の割合が 3 割弱にとどまり区分 4 以上の利用者が多いという結果になっており、経過措置利用者のいない事業所も含めたグループホーム全般の性質と本調査の対象とした事業所群の性質は異なる可能性があるため、単純にグループホーム利用者の 22% が経過措置利用者であるという推計はできない点に留意が必要である。

- ・居宅介護を利用しているケースで多くを占めるのは、朝夕もしくは夕方以降の毎日一定の時間に、朝晩の食事介助や日中活動前の身支度、入浴介助に利用されているパターンで、次いで、主に夕方、隔日で週2から3日入浴介助を利用しているパターンであった。

このような利用形態は身体障害・知的障害いずれでも見られた。ヒアリング調査ではとりわけ入浴介助について専門性と事業所職員（生活支援員・世話人）での対応の困難性が指摘されたほか、食事介助や身支度といった支援でも、支援の個別性が高く1対1に近い状況での支援が必要となるケースや、支援に時間を要するケースがあることが把握された。

- ・重度訪問介護を利用しているケースでは、日中活動の時間帯を除き常時支援に入っているというパターンが多く、こちらは身体障害での利用がほとんどを占める、という結果であった。

ヒアリング調査では、医療的ケアを要する利用者の中でも特に人工呼吸器を装着している人について、緊急時対応も含めた見守りと医療的ケアの実施のため重度訪問介護により常時支援員がついているというケースが把握されている。

以上をまとめたのが、以下の表である。

状態像	利用形態
<ul style="list-style-type: none"> ・重度の知的障害（強度行動障害含む） ・身体障害（車いす利用） 	居宅介護、朝夕もしくは夕の毎日定時に利用、身支度や食事介助、入浴介助等
	居宅介護、主に夕方の時間帯に隔日週2～4日、入浴介助
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害（車いす利用） 	重度訪問介護、毎日朝夕の一定の時間帯に利用、身支度や食事介助、入浴介助等
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害（人工呼吸器装着） 	重度訪問介護、日中活動中以外は常時支援、緊急対応・見守り・医療的ケア

イ. 経過措置を利用する理由、効果

経過措置の結果として事業者が感じるメリット・効果として、アンケートにおいては「自事業所の人員では対応できない身体介護（入浴、食事介護等）ができる」ことが最も多く、事業所の71.7%から挙げられていた。利用者像を踏まえると、経過措置利用者は障害支援区分5や区分6の利用者が多いため、入浴や食事介護であっても、支援のためには高度な技術が要求され、自事業所では対応困難、または対応するためには他の利用者に影響が大きいため、経過措置による外部サービスが必要になるものと考えられる。

また、上記選択肢より割合は低くなるものの、「自事業所の人員では対応できない医療的ケアができる」（15.4%）、「自事業所の人員では対応できない行動障害への対応ができる」（23.3%）も一定割合で回答があった。医療的ケアや行動障害がある利用者への対応は研修や経験が求められることから、専門性が求められると言える。

これらの回答から、多くの事業所が、自事業所の人員で提供できないサービスに対して経過措置を利用している実態が明らかになった。

他方で、「支援が集中する特定の時間帯でも各人に十分な支援を提供できる」（67.5%）、「利用者の満足度が向上する（慣れた支援者からサービスを受けられる、個別支援を受けられる等）」（59.2%）といった回答も多く見られた。これらの回答は、自事業所でも提供できるサービスではあるものの、事業所において提供不足が生じるサービス量の補填という事業所側の理由や、または利用者本人が特定のサービス事業者を利用したいという利用者側の理由によっても経過措置が使われていることを示唆している。

ウ. 経過措置の今後について

グループホームの制度が創設されて以来、その利用者の重度化が進む一方、グループホーム本体の仕組み、報酬体系としては、日中サービス支援型グループホームが創設されてなお、重度化への対応はいまだ十分とは言えないのが現状である。

かつての施設（病院）か自宅かの二択に対して多様な選択肢を示すグループホームの位置づけ・役割は重要であり、施設・病院から在宅への地域移行のステップとして、あるいは「親なき後」を想定しての障害者が安心できる居住の場として、また独居から状態像が下降した後の手厚い支援の場として、グループホームが応えるべきニーズは数多い。

今回の調査結果からも、経過措置を利用してサービスを利用している多くの実態を把握することができ、その利用者の多くが重度な障害者であることが明らかになった。こうした重度の障害者がグループホームで暮らし続けるというニーズは少なくないと言ったことができ、経過措置による居宅介護や重度訪問介護の利用という仕組みを活用してその生活を支えるための体制整備を図ることは、一定の妥当性があると考えられる。

本調査研究の結果、その詳細な利用者像と利用形態が把握され、事業所の人員配置・体制と利用者に必要な支援のギャップが浮き彫りとなり、多くのケースについて経過措置利用の必要性が明らかにされた。こうしたケースについては、昨今の人材確保の困難性も踏まえて外部の居宅介護事業所による支援が入ることは効率的かつ有効であるとの意見もあった。

一方、経過措置利用ケースの中には、グループホームの職員によるサービス提供量の不足を補填（例えば、支援が集中し事業所職員が多忙な時間帯（食事等）に人手として短時間で居宅介護を利用するなど）するという目的も少なからず含まれている可能性も示唆されており、経過措置の仕組みの検証、恒久化の検討に当たっては、こうしたケースについてどのように対応するかも検討する必要があると考えられる。

資料編

資料1 アンケート票

厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業
共同生活援助（グループホーム）における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」に関する調査研究 調査票

＜ご回答に当たってのお願い＞

- ▶ 本調査は、全国の共同生活援助事業所を対象として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）附則第18条の2による個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例（以下「特例措置」という。（※））の利用状況や、利用者の実態についてお伺いするものです。
 - ▶ ご回答いただいた結果は、弊社において集計・分析を行い、報告書として取りまとめを行います。また、調査票は統計分析にのみ使用し、回答事業所様の許可なく事業所名等が特定される情報や個人のお名前が公開されることはありません。
 - ▶ 調査票は同封の返信用封筒にて、**令和2年1月31日（金）まで**にご返送ください（切手は不要です）。
- ※本調査で対象とする特例措置とは、共同生活援助事業所の利用者が、共同生活援助事業所の職員ではなく外部の**居宅介護事業所・重度訪問介護事業所**からサービスを受けることを、個人単位で認められている特例を指します。

＜調査実施主体・調査票内容に関するお問い合わせ先＞

PwCコンサルティング合同会社 公共事業部
『共同生活援助（グループホーム）における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」に関する調査研究』事務局（担当：栗城（くりき））

【住所】〒100-6921 東京都千代田区丸の内2-6-1 丸の内パークビルディング
【電話】（平日午前10時～午後5時）
【FAX】03-6250-1201
【メール】takafumi.kuriki@pwc.com

＜ご回答者様について＞

法人名・事業所名	法人名		事業所名	
調査票に関する問合せ連絡先	電話番号		メールアドレス	@
調査票に関する問合せ担当者	部署・役職		(フリガナ)氏名	
共同生活援助サービスの提供開始時期	西暦 [] 年 [] 月			
法人が実施している共同生活援助サービス以外の障害福祉サービス該当するすべての番号に○をつけてください。	1. 居宅介護 2. 重度訪問介護 3. 同行援護 4. 行動援護 5. 療養介護	6. 生活介護 7. 短期入所 8. 重度障害者等包括支援 9. 施設入所支援	10. 自立訓練（機能訓練） 11. 自立訓練（生活訓練） 12. 宿泊型自立訓練 13. 就労移行支援	14. 就労継続支援（A型） 15. 就労継続支援（B型） 16. 就労定着支援 17. 自立生活援助
経営主体 該当する番号1つに○をつけてください。	1. 国、のぞみの園、都道府県、市区町村、広域連合、一部事務組合 2. 社会福祉法人 3. (一般/公益)財団・社団法人 4. 営利法人（株式・合名・合資・合同会社） 5. 医療法人 6. 特定非営利活動法人（NPO） 7. 独立行政法人（のぞみの園以外） 8. その他の法人（農協、生協、学校法人等）			

【提出期限：令和2年1月31日（金）までに提出をお願いいたします】

以下の設問は、特例措置利用者のいる指定共同生活援助事業所について回答ください。
同一法人で複数の共同生活援助事業所の指定を受けている場合には、他の事業所とは分けてご回答ください。

I. 共同生活援助事業所の概況について

問1. 貴事業所の共同生活住居の数とサテライト型住居の有無をお答えください。

共同生活住居(ホーム)の数		サテライト型住居	あり ・ なし
---------------	--	----------	---------

問2. 貴事業所の共同生活援助サービスについてお答えください。

(1) 提供しているサービスの類型について、以下のうち該当するものすべてに○をつけてください。

1. 介護サービス包括型	2. 日中サービス支援型	3. 外部サービス利用型
--------------	--------------	--------------

(2) 貴事業所の定員数(令和元年11月1日現在)をお答えください。

定員数 (令和元年11月1日現在)	人
----------------------	---

(3) 貴事業所が定める(想定する)主な利用対象者について、以下のうち該当するものすべてに○をつけてください。

※「身体障害者で障害支援区分○以上」など、障害種別以外にも要件を設けている場合には「4. その他」にも○をつけ、具体的な要件を記載してください。

1. 身体障害者	2. 知的障害者	3. 精神障害者	4. 定めなし
4. その他 ()			

問3. 貴事業所の職員の状況についてお答えください。

(1) 職種ごとの職員数をお答えください。(令和元年11月1日現在)生活支援員、世話人については常勤換算人数もお答えください。

分類	常勤職員		非常勤職員		常勤換算人数
	常勤職員	兼任職員(内数)	非常勤職員	兼任職員(内数)	
管理者	人	人	人	人	
サービス管理責任者	人	人	人	人	
生活支援員	人	人	人	人	. 人
世話人	人	人	人	人	. 人
その他	人	人	人	人	

【常勤換算の方法】

- ・常勤専従の場合、従事者1人=1.0です。
- ・常勤兼務、非常勤の場合、1週間に従事した勤務時間を施設・事業所が定めている「常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数」で割り、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで計算します。
- ・ただし、「施設・事業所が定めている常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数」が32時間未満の場合は、換算する分母は32時間とします。
- ・得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」とします。(最小値は0.1とし、0にはしないでください。)

(2) 貴事業所の令和元年10月における報酬算定上の世話人の配置(利用者の数:世話人の数)について、以下のうち該当するものに○をつけてください。

1. 利用者3:世話人1 (日中サービス支援型共同生活援助サービス費(I))	3. 利用者5:世話人1 (共同生活援助サービス費(II)または 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(III))
2. 利用者4:世話人1 (共同生活援助サービス費(I)または 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(II))	4. 利用者6:世話人1 (共同生活援助サービス費(III))

(3) 貴事業所が生活支援員、世話人に求めている資格等がありますか。以下のうち該当するものすべてに○をつけてください。

職種	求める資格等
生活支援員	1. 介護福祉士 2. (介護職員)実務者研修 3. 介護職員初任者研修 4. 居宅介護職員初任者研修 5. 障害者居宅介護従業者基礎研修 6. 重度訪問介護従業者養成研修 7. 強度行動障害者支援者養成研修 8. 喀痰吸引等研修 9. 特にない 10. その他()
世話人	1. 介護福祉士 2. (介護職員)実務者研修 3. 介護職員初任者研修 4. 居宅介護職員初任者研修 5. 障害者居宅介護従業者基礎研修 6. 重度訪問介護従業者養成研修 7. 強度行動障害者支援者養成研修 8. 喀痰吸引等研修 9. 特にない 10. その他()

問4. 貴事業所において令和元年10月に報酬算定上取得した加算について、以下のうち該当するものすべてに○をつけてください。

1. 福祉専門職員配置等加算(I)	13. 地域生活移行個別支援特別加算
2. 福祉専門職員配置等加算(II)	14. 精神障害者地域移行特別加算
3. 福祉専門職員配置等加算(III)	15. 強度行動障害者地域移行特別加算
4. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	16. 医療連携体制加算(I)
5. 看護職員配置加算	17. 医療連携体制加算(II)
6. 夜間支援等体制加算(I)	18. 医療連携体制加算(III)
7. 夜間支援等体制加算(II)	19. 医療連携体制加算(IV)
8. 夜間支援等体制加算(III)	20. 医療連携体制加算(V)
9. 夜勤職員加配加算	21. 通勤者生活支援加算
10. 重度障害者支援加算	22. 福祉・介護職員処遇改善加算(I)~(V)
11. 日中支援加算(I)	23. 福祉・介護職員処遇改善特別加算
12. 日中支援加算(II)	

問5. 貴事業所の利用者の状況についてお答えください。

(1) 貴事業所の利用者数（令和元年11月1日現在の利用契約者数）をお答えください。

利用者数（総数）	人
うち特例措置の利用者数	人

(2) 貴事業所の利用者について、障害種別や属性ごとの数（令和元年11月1日現在）をお答えください。

※重複して該当する場合はそれぞれに計上してください。

身体障害	知的障害	精神障害	難病等対象	発達障害
人	人	人	人	人
高次脳機能障害	行動障害のある利用者	医療的ケアが必要な利用者	車いす利用者	サテライト型住居の入居者
人	人	人	人	人

※「難病等対象」「発達障害」「高次脳機能障害」については、障害者手帳の有無にかかわらず、過去の診断結果等を参考にカウントしてください。

(3) 障害支援区分ごとの利用者数（令和元年11月1日現在）をお答えください。

認定なし	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
人	人	人	人	人	人	人	人

(4) 日中の活動（利用サービス・支援等）ごとの利用者数（令和元年11月1日現在）をお答えください。

※重複して該当する場合はそれぞれに計上してください。

事業所外の活動						事業所内で支援
生活介護	自立訓練	就労系サービス	一般企業等に勤務	介護保険のデイサービス	その他（※）	
人	人	人	人	人	人	人

※「就労系サービス」には「就労移行支援」「就労継続支援（A型）（B型）」が該当します。

※「その他」は、「生活介護」から「介護保険のデイサービス」までの事業所外活動に該当しない活動を指します。

(5) 直近3年の入退居者数をお答えください。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
新規入所者数	総数	人	人	人
	うち特例措置の利用者	人	人	人
退居者数	総数	人	人	人
	うち特例措置の利用者	人	人	人

Ⅱ. 特例措置利用者への支援の状況について

問6. 貴事業所における特例措置の利用状況についてお答えください。

- (1) 貴事業所にとっての特例措置のメリット、効果について、以下のうち該当するものすべてに○をつけてください。

<p>【サービス内容（専門的なサービス）に関して】</p> <p>1. 自事業所の人員では対応できない医療的ケアができる</p> <p>2. 自事業所の人員では対応できない行動障害への対応ができる</p> <p>3. 自事業所の人員では対応できない身体介護（入浴、食事介護等）ができる</p> <p>【サービスの量や時間に関して】</p> <p>4. 自事業所の人員だけでは不足する専門的なケア（医療的ケア、行動障害への対応、身体介護等）を必要な量確保できる</p>	<p>5. 支援が集中する特定の時間帯でも各人に十分な支援を提供できる</p> <p>6. 長時間や夜間の見守り、支援（人工呼吸器、喀痰吸引、行動障害等）に対応できる</p> <p>【その他】</p> <p>7. 利用者の満足度が向上する（慣れた支援者からサービスを受けられる、個別支援を受けられる等）</p> <p>8. 事業所の人件費の抑制が見込める</p> <p>9. その他</p>
---	---

- (2) **貴事業所の特例措置の利用者全員**について、それぞれ別紙の「特例措置利用者個票」を作成ください。※同封の枚数では不足する場合は、お手数ですがコピーして作成願います。

調査は以上になります。ご協力いただきありがとうございました。

お手数ですが、同封の返信用封筒に封入の上、ポストに投函ください。

特例措置利用者個票

○貴事業所の特例措置の利用者ごとに、状態像やサービスの利用状況（令和元年11月1日時点）に関する以下の設問についてご回答ください。

※回答は事業所で把握している情報や書面を参考に、必要に応じて利用者に確認しながら、事業所が記入ください。

個票番号 _____ ←個票ごとに通し番号を振ってください。

1. 障害種別（受給者証に記載の種別や所持している手帳を参考に、当てはまるものすべてに○をつけてください。）

1. 身体障害	2. 知的障害	3. 精神障害	4. 難病等	5. 発達障害	6. 高次脳機能障害
7. その他（ _____ ）					

2. 行動障害や特別なケア・利用形態の有無（当てはまるものすべてに○をつけてください。）

1. 行動障害がある	2. 医療的ケアが必要	3. 車いすを利用	4. サテライト型住居に入居
------------	-------------	-----------	----------------

3. 障害支援区分（区分4～6のいずれかに○をつけてください。）

1. 区分4	2. 区分5	3. 区分6
--------	--------	--------

4. 日中の活動（該当するものすべてに○を記入）

1. 生活介護	2. 自立訓練	3. 就労系サービス	4. 一般企業等に勤務	5. 介護保険のデイサービス
6. その他事業所外活動（ _____ ）				7. 事業所内で支援

5. 特例措置で利用しているサービス及び自治体から支給決定を受けた支給量、提供量

サービス種別	利用の有無	自治体から支給決定を受けているサービス支給量(月)	サービス提供量(月)※		医療的ケアの有無
			自法人の事業所が提供しているサービス量	他法人の事業所が提供しているサービス量	
居宅介護	あり ・ なし	時間	時間	時間	あり ・ なし
重度訪問介護	あり ・ なし	時間	時間	時間	あり ・ なし

※サービス提供量については、サービス利用契約上の提供時間数を記載ください。また、「自法人の事業所が提供しているサービス量」については、貴事業所の運営法人が運営する居宅介護事業所/重度訪問介護事業所が契約しているサービス提供量を記入ください。

（裏面に続く）

6. 1週間のサービス等利用計画（令和元年11月4日～10日）

時間	月	火	水	木	金	土	日
6:00							
8:00							
10:00							
12:00							
14:00							
16:00							
18:00							
20:00							
22:00							
24:00							
2:00							
4:00							

※計画相談やセルフプランで作成されているサービス等利用計画の週間サービス計画票を参照して記入ください。
 該当部分のコピーを添付いただいても構いません。ただし事業所名や個人名など、個人情報が特定される情報が入らないようご配慮ください。

※特例措置で利用しているサービスについては、記載するサービス名に下線を引いてください。

資料2 議事概要

会議名	No.27 共同生活援助（グループホーム）における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」に関する調査研究 第1回検討委員会
日時	2019年8月22日（木曜日）12時30分～14時35分
場所	丸の内パークビルディング21階 Fuji Yamanashi 会議室 （PwC コンサルティング合同会社内）
出席者	<p>○委員</p> <p>荒井 隆一 日本グループホーム学会 副代表 伊藤 佳世子 社会福祉法人りべるたす 理事長 小川 正洋 柏市保健福祉部障害福祉課 課長 小西 力 NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク 高木 憲司 和洋女子大学 家政福祉学科 准教授 三浦 貴子 全国身体障害者施設協議会 制度・予算対策委員長 山西 孝 日本知的障害者福祉協会 地域支援部会委員</p> <p>○オブザーバー</p> <p>高柳 嘉彦 社会福祉法人全国社会福祉協議会高年・障害福祉部 高橋 邦彦 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 地域生活支援推進室 室長補佐 吉野 智 同課 障害福祉専門官兼地域移行支援専門官</p> <p>○事務局</p> <p>東海林 崇 PwC コンサルティング合同会社シニアマネージャー 栗城 尚史 同アソシエイト 一二三 達哉 同アソシエイト</p>
アジェンダ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自己紹介 2. 事業概要の説明 3. アンケート調査票案について
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議事次第 2. 委員名簿 3. 資料1 事業の概要について 4. 資料2 アンケート調査票(案)

会議名	共同生活援助（グループホーム）における「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」に関する調査研究 第2回事業検討委員会
日時	2020年2月26日（水曜日）13時00分～15時00分
場所	丸の内パークビルディング21階 会議室 Fuji Shizuoka （PwCコンサルティング合同会社内会議室）
出席者	<p>【委員】 五十音順 ◎は座長</p> <p>荒井 隆一 日本グループホーム学会 副代表 伊藤 佳世子 社会福祉法人りべるたす 理事長 高木 憲司 和洋女子大学 家政福祉学科 准教授 山西 孝 日本知的障害者福祉協会 地域支援部会委員</p> <p>【オブザーバー】</p> <p>高柳 嘉彦 社会福祉法人全国社会福祉協議会高年・障害福祉部 吉野 智 同課 障害福祉専門官兼地域移行支援専門官</p> <p>【事務局（PwCコンサルティング合同会社）】 東海林 崇、栗城 尚史、一三三 達哉</p>
アジェンダ	<ol style="list-style-type: none"> 1. アンケート調査結果報告 2. ヒアリング調査について 3. 報告書の骨子について
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 議事次第 2. 委員名簿 3. 資料1 アンケート調査の結果について 4. 資料2 ヒアリング調査の実施状況及び報告書の骨子について 5. 参考資料1 アンケート調査集計表 6. 参考資料2 ヒアリングシート

令和元年度障害者総合福祉推進事業
共同生活援助（グループホーム）における
「個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置」に関する調査研究

発行日：令和2年3月

編集・発行：PwC コンサルティング合同会社